

1 法的な位置付け

三重県こども計画(仮称)は、こども基本法第10条の規定により、3つの大綱(少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱)を1つに束ねた国のこども大綱を勘案して策定することとなっている。

2 めざす姿

達成状況の把握

【主】
子ども

全ての子どもの権利が守られ、
将来にわたって幸せな状態で生活することができる

【副】
子育て家庭
・社会

全ての県民が、子どもの権利について
適切に理解している

保護者は、必要な支援を受けながら、安心して
子育てができ、その役割を果たすことができる

3 総合目標

【主目標】
子ども

- ・「生活に満足している」と思う子どもの割合
- ・「自分の将来について明るい希望がある」と思う子どもの割合
- ・「自分の意見を聞いてもらっている」と思う子どもの割合
- ・「今の自分が好きだ」と思う子どもの割合(自己肯定感)

【副目標】
子育て家庭
・社会

- ・「三重県子ども条例に基づくこどもの権利について適切に理解している」と思う人の割合
- ・「必要な支援を受けながら子育てができている」と思う子育て家庭の割合

4 重点的な取組

- (1)子どもの安全・安心の確保
- (2)子どもの権利について学ぶ機会の提供
- (3)子どもの意見表明及び社会参画の促進
- (4)子どもの育ちへの支援
- (5)子育て家庭への支援
- (6)少子化対策、若者支援

子ども条例
の基本的
施策と整合

進行管理

5年後のめざす姿

目標値

5 子ども施策全般にかかる取組

- ・ライフステージを通した取組
- ・ライフステージ別の取組
- ・子育て家庭への支援に関する取組

子ども施策の全体像として一覧性を持たせる

現状値を毎年度確認

(1)~(5)に
当てはまらない
取組